

外国人の方との婚姻届の出し方について

1. 届出に必要なもの

① 日本の方式で婚姻する場合

外国人の方と婚姻する場合には、日本の婚姻要件のほか、婚姻する相手の本国の法律による婚姻要件を満たしている必要があります。婚姻届書に添付する書類は国によって異なりますので、詳しくは各国の在外公館にお問い合わせください。

外国で用意する書類など	婚姻届出に必要なもの
<ul style="list-style-type: none">○婚姻要件具備証明書※ 発行日から3カ月以内のもの○国籍を証明するもの 外国の公的機関が発行する国籍証明書または出生証明書の原本など 本人が窓口に来られる時は、旅券（パスポート）の提示でも可○上記書類の訳文 訳した人の住所・氏名が記入されているもの <p>※ 婚姻要件具備証明書とは、外国人配偶者の本国の公的機関が発行する、その外国人当事者につき本国の法律上婚姻することに対してなんら障害がなく、婚姻できる要件を満たしていることを証明する書類です。</p>	<ul style="list-style-type: none">●婚姻届書 成人の証人2名の署名等があるもの 未成年の場合は父母の同意が必要●日本人配偶者の戸籍謄本（1通） 本籍地以外に届け出る場合のみ必要●本人確認書類 窓口に来られる方の分 （マイナンバーカードや運転免許証、旅券（パスポート）など、公官庁が発行する顔写真入りの身分証明書）●左記、外国で用意する書類一式

◎ なお、国によっては日本で婚姻が成立したことを本国に届出しなければならないところもありますので、本国の在外公館にお問い合わせください。

② すでに外国において外国の方式で婚姻した場合

外国の方式によって婚姻しても、日本の戸籍には記載されません。外国で婚姻が成立してから3ヶ月以内に日本への報告の届出が必要です。

届出先は、各国にある日本の在外公館、日本帰国後は本籍地または所在地の市区町村役場です。

外国で用意する書類など	婚姻届出に必要なもの
<ul style="list-style-type: none">○婚姻証書の謄本 発行日から3カ月以内のもの○国籍を証明するもの 外国の公的機関が発行する国籍証明書または出生証明書の原本など 本人が窓口に来られる時は、旅券（パスポート）の提示でも可○上記書類の訳文 訳した人の住所・氏名が記入されているもの	<ul style="list-style-type: none">●婚姻届書 証人2名の署名等は不要●日本人配偶者の戸籍謄本（1通） 本籍地以外（在外公館含む）に届け出る場合のみ必要●左記、外国で用意する書類一式

2. 婚姻届書 書き方の注意点

婚姻届書に記載する外国人の方の氏名（署名欄以外）や国名は、原則としてカタカナで書いてください。ただし、国籍が中国や韓国など漢字を使用する国の方は、本国の字に対応する日本の漢字で氏名を記載することになります。（中国簡略文字やハングル文字は不可）

外国人の方の生年月日欄には「西暦 19XX 年□月□日」、本籍欄には国籍を書いてください。